

贈収賄・腐敗行為防止ポリシー：

私たちレスターグループは、レスターグループ行動規範（以下「行動規範」といいます）において、贈収賄や腐敗行為の禁止を遵守事項の1つとして宣言しています。レスターグループは、本ポリシーの制定を通して、贈収賄や腐敗行為ならびにそれらに加担する行為の防止を徹底してまいります。

1. 法令の遵守

レスターグループの役職員は、その職務の遂行に関して適用される国や地域の贈収賄・腐敗行為防止関連法令※1を遵守します。

2. 贈賄の禁止

レスターグループの役職員は、その職務に関して、直接・間接を問わず、公務員等※2およびその他事業者に対して、賄賂（利益を得る目的において不正に授受される、金銭またはその他の形態によるあらゆる利益を含みます）を与え、またはその申込みもしくは約束をしません。

3. 収賄の禁止（不正な利益の受領の禁止）

レスターグループの役職員は、その職務に関して、直接・間接を問わず、不正な利益の提供を求めたり、受け取ったりしません。

4. 腐敗行為の禁止

レスターグループの役職員は、談合、カルテル、マネーロンダリング、インサイダー取引、横領、ファシリティペイメント等の腐敗行為を一切行わず、または一切関与しません。

5. 記録・管理の徹底

レスターグループの役職員は、すべての取引について適切に承認を得たうえでこれを行い、適用法令に基づき、正確に会計帳簿に記録し、関連資料を適切に保管します。

6. 第三者との取引

レスターグループは、行動規範や本ポリシーに違反する行為を行う第三者（コンサルタント、仲介業者、サプライヤー、代理店、パートナー、合併事業の相手方等を含み、以下「取引先等」といいます）とはビジネスを行いません。また、取引先等に対して、公務員等およびその他事業者への贈収賄を行うよう指示し、了解し、または補助をしません。

7. 遵守体制

レスターグループは、贈収賄・腐敗行為禁止の定めを含む行動規範に違反する行為、またはそのおそれがある行為を発見した場合の相談・通報ができる内部通報窓口を設け、違反行為の防止と早期発見、解決に努めます。

8. モニタリング

レスターグループは、定期的な監査およびコンプライアンス委員会が実施する意識調査により、贈収賄・腐敗行為防止体制が適切に機能しているかのモニタリングを実施します。特にリスクが高いと評価したグループ会社・組織については、ヒアリング等を行ったうえで、各コンプライアンス責任者や関連部署と協働し、上記取組みが適切に設計、実施、遂行されるように指導、サポートを行います。

9. 教育

レスターグループは、役職員向けのコンプライアンスマニュアルにおいて贈収賄や腐敗行為の禁止について明記し、全役職員に配布・配信します。また、その理解と周知の徹底を図るため、定期的に全役職員を対象としたe-learningを実施し、行動規範に定める遵守事項についての誓約を取得します。

10. 違反時の対応

レスターグループは、本ポリシーに違反する行為またはそのおそれのある行為を発見した場合や役職員からの報告を受けた場合には、厳格に社内調査を行い、レスターグループの役職員は、関係部署・機関等の調査に全面的に協力します。本ポリシーを含む会社の規程に違反したレスターグループの役職員には、個人としての法的責任に加え、その所属する会社の規程に従い、厳正な処分を行います。

※1 「贈収賄・腐敗行為防止関連法令」とは（例示）

日本：刑法、不正競争防止法、国家公務員倫理法

米国：海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)

英国：贈収賄防止法(UK Bribery Act 2010)中国：不正競争防止法

※2 「公務員等」とは

- 政府、官公庁の役職員、裁判官や裁判所職員
- 国営・公営企業の役職員
- 政府が管理しているか、所有者として大きな権限を持つ法人の役職員
- 国公立大学や研究機関等の教職員
- 公務員の家族
- 政党の職員、代理人、または公職候補者
- 国連、世界銀行、または国際通貨基金などの国際組織の役職員
- 上記いずれかの機関、団体の代理として公的な立場で活動する者（例：顧問、外部委託者等）
- 上記いずれかに準ずる者
- 法令により商業賄賂が禁止されている国における民間の取引先